

大田原市総合計画後期基本計画策定に当たっては、次の事項を基本とする。

1 構成

総論及び後期基本計画から構成される「大田原市総合計画後期基本計画」とし、さらに後期基本計画に定めた基本施策を効果的に実施するため実施計画を策定する。

2 総合計画の位置付け

大田原市自治基本条例（平成25年条例第35号）第13条に基づき、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとし、大田原市人口ビジョン及び大田原市未来創造戦略並びに市の他の計画との整合性及び現行計画の継続性に十分配慮するものとする。

3 期間

後期基本計画は令和4（2022）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの5年間とする。

また、実施計画は2年間の計画とし、ローリング方式により毎年度改訂を行うものとする。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本構想	10年									
基本計画	前期計画：5年					後期計画：5年				
実施計画	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年
毎年度見直し		2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	

4 作業の期間

後期基本計画は令和4年1月の庁議・調整会議を経て策定する。

5 組織

全庁的な取り組みの中で後期基本計画を策定するに当たり、必要な調査、検討を行うための組織として、基本計画策定委員会を設置する。

6 審議会委員の委嘱

後期基本計画の策定に当たり必要な事項を審議するため、大田原市総合計画審議会条例（平成22年条例第29号）に基づき、学識経験者及び市民等で構成する総合計画審議会委員を委嘱する。

7 市民からの意見及び提言の聴取

幅広く市民からの意見や提言を求め、これらを総合計画に反映させるため、市民意識調査、ホームページを活用したパブリックコメント等を実施するとともに、大田原市未来創造戦略の意識調査の結果についても活用していくものとする。

8 市民への情報提供

市広報、ホームページ等を活用し、総合計画の策定状況について市民への情報提供を行う。

9 基本政策

大田原市総合計画における、まちの将来像「知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら」の実現を目指し、基本構想に掲げられた次の政策を基本政策とする。

- (1) 豊かな自然と調和する、安らぎのある快適な環境のまちづくり
- (2) 歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり
- (3) 次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり
- (4) いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり
- (5) 市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり
- (6) 情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

10 スケジュール

R2.8	基本方針を庁議・調整会議に付議し決定 基本計画策定委員会設置要領を庁議・調整会議に付議
R2.9	後期基本計画策定業務委託契約 基本計画策定委員会設置要領の制定
R2.11	審議会委員委嘱・審議会諮問 市民意識調査等の実施、基礎データ・資料収集
R3.3	市民意識調査等の結果の議会全員協議会報告
R3.5	各課ヒアリング・目標設定
R3.8	後期基本計画のパブリックコメント実施
R3.10	後期基本計画原案策定
R3.11	審議会答申
R4.1	後期基本計画を庁議・調整会議に付議
R4.3	後期基本計画策定、議会全員協議会報告、公表

11 事務局

計画の策定に関する庶務は、総合政策部政策推進課が担当する。